

議 事 録

第 18 期名護市農業委員会 第 15 回 総 会

令和 6 年 11 月 26 日（火）

名護市農業委員会 第 15 回総会

開催日時 令和 6 年 11 月 26 日（火）午後 4 時 00 分～6 時 00 分

開催場所 名護市 21 世紀の森体育館 第 1・2 会議室

出席委員（農業委員）

1 番	野原 朝行	○	2 番	比嘉 清隆	○	3 番	川上 達也	○
4 番	岸本 信子	○	5 番	山城 秀樹	欠	6 番	仲村 正司	欠
7 番	前川 太輝	◎	8 番	伊波 實	◎	9 番	宮城 政喜	○
10 番	宮城 二郎	欠	11 番	比嘉 政昭	欠	12 番	川野 圭輔	○

（農地利用最適化推進委員）

13 番	大城 昭夫	○	14 番	清水 一郎	○	15 番	比嘉 海斗	○
16 番	呉屋 信竹	○	17 番	平 智昭	欠	18 番	林 昌平	○
19 番	宮城 直人	○	20 番	上間 光成	○	21 番	古我知 直人	○
22 番	玉城 司	○	23 番	上地 一宏	○	24 番	野原 三喜郎	欠
25 番	藤原 邦彦	○						

議事録署名人 ※上記表内の「◎」

書 記 名護市農業委員会事務局

議 案 第 87 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
 第 88 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
 第 89 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
 第 90 号 農用地利用集積計画の意見決定について
 第 91 号 非農地証明願について
 報告 農地法第 3 条許可の取消し願について

(開会)

局長 それでは、第 15 回名護市農業委員会の総会の方を始めさせていただきたいと思います。進行の方は、会長の方で進めさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長 皆さんこんにちは。それでは進めたいと思います。
本日の欠席者です。5 番委員、6 番委員、10 番委員、11 番委員です。定員に達しますのでそのまま進めます。本日の議事録署名人は議席番号 7 番委員、8 番委員の両委員にお願い致します。

(議案第 87 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について)

議長 議案第 87 号農地法第 3 条第 1 項の規定により事務局より説明をお願いします。

局長 議案第 87 号農地法第 3 条第 1 項の規定により、議案第 87 号農地法 3 条の許可申請の方が出されております。案件は 9 件ございます。詳細については担当より行います。

事務局 議案第 87 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、今月 9 件ございます。

整理番号 1 番 幸喜の 2 筆、地目畑、面積合計 10,674 m²。3 条無償移転で、譲受人は規模拡大。従事日数は本人 200 日で、予定作物はパインとなっております。兄弟間の贈与となります。

整理番号の 2 番 仲尾次の 1 筆、地目田、面積合計 735 m²。
新規就農による 3 条無償移転。従事日数は本人 150 日。予定作物はヨモギ。譲渡人と譲受人は兄弟となっております。
譲受人はヤギの飼育・販売をしておりヤギ汁などに使うヨモギを栽培したいということで今回の申請となっております。

整理番号 3 番 我部祖河の 1 筆、地目畑、面積合計 3,460 m²。規模拡大による 3 条有償移転。従事日数は本人 250 日。予定作物はバナナとパパイヤとなっております。譲受人は、すでに我部祖河にてバナナを栽培されております。

事務局

整理番号 4 番 古我知の 1 筆、地目畑、面積合計 2,129 m²。新規就農による 3 条無償移転。従事日数は本人 150 日。夫 60 日。予定作物はバナナと野菜。親族間贈与になります。

整理番号 5 番 呉我と中山の合計 7 筆、面積合計 16,223.61 m²。規模拡大による 3 条有償移転。従事日数は代表者 250 日。従業員 3 名各 250 日。予定作物はシークワサー。まず、今回の申請の経緯について説明します。

譲渡人が農地所有適格法人であることの要件の 1 つに「議決権の過半数を農業に従事する者が保有していること」があります。ところが、法人の議決権が付随する株式を保有していた農業者がその株式を全て譲受人である法人に譲渡しており、農地所有適格法人の要件を満たさなくなっていました。譲受人は譲渡人の親会社で、法人の代表者・従業員の構成も同じですが、農地所有適格法人の要件を満たしているので、今回、譲渡人の保有している農地を親会社である譲受人へ一括で移転しようということで申請が挙がっております。

中山の 4 筆に関しては、現地調査を行ったところ、既にシークワサーが植えられておりましたが、残りの呉我の 3 筆について、現地調査で疑義が挙がっておりました。

航空写真及び現地写真をご覧いただいたらわかる通り、細長い土地で一部砂利も引かれておりました。今後この土地を農地として耕作する予定があるのかも確認いたしましたが、今後耕作する意向はないとのことでした。そうなりと耕作目的での取得するのは難しいと申請者の方にもお話しはしましたが、総会の結果を踏まえて判断したいとの回答でした。加えてもし呉我の 3 筆が否決相当と判断されると、中山の土地を含めて否決になるとお話ししたところ、それでも構わないとの回答で、その際には来月中山の分だけでも再度申請したいとのことでした。

整理番号 6 番 屋部の 4 筆、地目畑、面積合計 5,036 m²。規模拡大による 3 条有償移転。従事日数は本人 150 日。従業員 150 日。譲受人は市外で、すでに観葉植物を耕作されています。今回は、週 3 日ほど名護に通い営農するとのことでした。従事日数のところに従業員という記載がありますが、譲受人の方が個人事業主で従業員を雇っており、2 人で今後営農していくとのことでした。

整理番号 7 番 天仁屋の 4 筆、地目田、畑、面積合計 4,106 m²。3 条無償移転。従事日数は本人 160 日。予定作物はシークワサー。譲渡人と譲受人は親子関係。譲受人は市外の方ですが通って営農するそうです。

- 事務局 整理番号 8 番 饒平名 1 筆、地目畑、面積 1,174 m²。新規就農による 3 条有償移転。従事日数は本人 200 日。予定作物はウコン。
整理番号 9 番 済井出 1 筆、地目畑、面積 3,806 m²。新規就農による 3 条有償移転。従事日数は 150 日。予定作物はサトウキビ。譲受人は市外から通って営農するそうです。
- 今月、3 条は以上になります。
- 議長 議案第 87 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、異議、質疑はございませんか。
- 委員 整理番号 5 番について、今回認めなかった場合、次回、中山の方はこういった処理になるのでしょうか。
- 事務局 ここに関しては、隣の工場と一体として使用しているのであれば、農業用施設としての転用で可能性はあります。畑としての所有権移転が今回総会で難しいということになれば、転用が第一優先になるかと思います。
- 委員 正式な手段を踏んでやれば、農業用施設として転用許可を取ってください。という形になるんですが、要は子会社から親会社への移転ということで、その辺の判断をつけるというのは難しいのではないのでしょうか。
- 事務局 3 条許可が下りればすぐに名義変更ができますし、転用となると県の許可になり、許可までの期間や揃えてもらう書類も多いことから申請者としては、できれば 3 条で処理したいと考えているかと思います。ただ、総会ではあくまで申請の妥当性を判断する必要があるかと思われます。
- 議長 整理番号 5 番について、他に質問はありますか。
- 委員 これは、現状のままそのまま使いたいとのことですが。
- 事務局 現状のまま使いたいというよりは、今、砂利も引かれている状態だったので、今回 3 条で申請して許可受けた後に、砂利をはがしてシークァーサー栽培するという形であれば、営農計画としての妥当性を担保できるので、提案したのですが、現在のところはそのまま使っていく予定とのことでした。

- 議長 そのままとなると、認めたということになるのですか。
- 委員 仮に本件を可決すると、農業委員会が違反状態を認めたということになりませんか。
- 議長 使えますと言った場合には、通すという形になってしまうので、返答の仕方では総会の進め方が変わってくるので、実際どこまで突っ込めるのか。
- 事務局 3条の申請段階で、農地法の許可を受けていない農業用施設や砂利敷き等の違反状態がみられる場合は、違反状態の解消もしくは適正な手続きを取って3条出してくださいと案内しております。例えば小規模な農業用施設であれば先に確認届、砂利敷きであれば、砂利を剥がしていただく、もしくは農地転用の許可を受ける等。
- 議長 他に質問はないですか。なければ次に進めたいと思います。整理番号 5番を否、他は可として宜しいでしょうか。
- 委員 異議なし。

(議案第 88 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について)

- 議長 議案第 88 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について事務局より説明をお願い致します。
- 局長 議案第 88 号農地法第 4 条第 1 項の規定により、議案第 88 号農地法 4 条の許可申請の方が出されております。案件は 1 件。詳細については担当より説明をお願いします。
- 事務局 整理番号 1 番 済井出の 1 筆、面積 498 m²。転用目的が墓。すでにお墓の設置を完了しておりまして、始末書付での対応となっております。申請済みだった経緯が、近隣が墓として使われていたため、農地法の規制を知らなかったということです。今後は農地法の規制を把握した上で対応する、農地区分としましては、第 2 種農地、農地の広がり 0.1ha 未満です。以上 1 件です。
- 議長 以上、事務局から説明がありました議案第 88 号について質問ありませんか。ないようでしたら、可として宜しいですか。

委員 異議なし。

(議案第 89 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について)

議長 議案第 89 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

局長 議案第 89 号農地法 5 条許可申請について出されております。案件は 9 件ございます。詳細については担当よりお願い致します。

事務局 整理番号 1 番 数久田の 1 筆、面積が 27 m²。所有権移転。転用目的が墓となっております。こちらお墓新規新設となっております。農地区分としては第 2 種農地、広がり 0.1ha 未満の農地となっております。

整理番号 2 番 宮里の 1 筆、面積が 711 m²。所有権移転。転用目的が、貸駐車場となっております。貸駐車場となっております、借受予定者は、隣の土地を駐車場として借りてるところなんです、地主から退去を求められていることで、土地を探していたところ、譲受人が今回隣地を取得するので、今後利用していきたいとの申請です。農地区分としては第 2 種農地となっております。農地の広がりとしては 1ha 未満の農地となっております。

整理番号 3 番 稲嶺の 1 筆、面積が 323 m²。所有権移転。転用目的が一般住宅となっております。農地区分は、第 2 種農地。1ha 程度となっております。

整理番号 4 番 真喜屋の 1 筆、農振区分は農用地内となっております。面積が 2,034 m²。賃借権によるヤギの畜舎建設及び駐車場等の申請となっております。譲受人はヤギの飼育等をしている会社なのですが、今回転用に当たって用途区分の転用が必要となってくるのですが、実際まだ申請はされてないです。その理由は羽地大川土地改良区と真喜屋土地改良区に意見照会を行っておりまして、その回答が出そろい次第、農業政策課の農地係には用途区分の申請を行うということです。農地法としては、農業の為のヤギの畜舎とすることなので、特に転用の目的では支障はないです。農振側の用途計画が進んでいないのに許可を出してもいいのかという話なのですが農振の用途区分前提として許可相当としても、差し支えないです。最終的には県が判断要素が出揃った段階で許可を判断するので、こちらとしてはヤギの畜舎で許可相当としても問題ないです。

事務局 整理番号 5番 川上の1筆、面積が551㎡。所有権移転。転用目的が貸資材置場となっております。借り手が電柱等を置きたいとのことで確約書も頂いております。すでに砂利を敷いてまして違反転用となるので始末書も提出させて頂いております。農地区分としては第2種農地。農地の広がりには1ha未満の農地となっております。

整理番号 6番 伊差川の1筆、956㎡。所有権移転。目的としては資材置場及び駐車場です。農地区分としましては、第2種農地。1ha未満の農地。

整理番号 7番 旭川の1筆、面積が511㎡。所有権移転。転用目的が資材置場となっております。譲受人は、すでに砂利を敷いているので始末書付で対応しております。先月、非農地であげてきたところは、否決として落としたが、今回は5条として申請が上がってきております。

整理番号 8番 久志の1筆、面積が1,034㎡。所有権移転。転用目的が貸資材置場及び貸駐車場。区が貸駐車場を取得する理由としては、区周辺で行われる工事で使う駐車場を確保したいという目的です。区の定例会できちんと協議されたという確認もとれております。

整理番号 9番 大東3丁目の1筆、面積が129㎡。所有権移転。転用目的が一般住宅となっております。農地区分は第3種農地、用途計画区域です。5条、以上でございます。

議長 ありがとうございます。以上、事務局から説明ありました、議案第89号について質疑ありませんか。

委員 整理番号 8番 認可地縁団体が農地を使用するということは大丈夫なのでしょうか。

事務局 はい、大丈夫です。今回、農地として新規取得するのではなく、転用して農地以外の目的で使用するので農地所有適格法人ではないので区であっても取得は可能です。

委員 借り受けする前は農地なんですよ。借り受けするときに農地として利用するのでなければ認可地縁団体でも取得ができるということでしょうか。

事務局 今回のように農地法 5 条に基づくのであれば大丈夫です。

委員 わかりました。

議長 議案第 89 号 整理番号 1 から 9 まですべて可として宜しいですか。

委員 異議なし。

(議案第 90 号 農用地利用集積計画の意見決定について)

議長 議案第 90 号 農用地利用集積計画の意見決定について、事務局より説明をお願い致します。

局長 議案第 90 号 令和 6 年 11 月 18 日付で名護市長から名護市農業委員会の方に農用地利用集積計画の意見決定について出されております。今回の利用権設定者は 1 名ずつとなっております。詳細につきましては、担当より行います。お願いします。

事務局 整理番号 1 番 古我知の 1 筆、利用権の賃借権から所有権移転。予定作物は野菜。従事日数は 250 日。利用権、以上になります。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、議案第 90 号、質問ありますか。質疑はないようなので、議案第 90 号、申請通り可として宜しいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第 91 号 非農地証明願について)

議長 議案第 91 号 非農地証明願について、事務局より説明をお願い致します。

局長 議案第 91 号 非農地証明願の方が出されております。案件は 4 件ございます。詳細については担当より行います。

事務局 整理番号 1 番 稲嶺 1 筆、面積が 408 m²。申請者による非農地の事由としては、進入路のない袋地で、30 年以上前より耕作しておらず、農地としての復元は困難であるとのことでした。実際、現地調査を行ったところ、隣地に所有者の住宅があり、袋地ではありませんでした。また、コンテナが 1 棟建って

おりましたが、その他の部分は傾斜のある山林のような現況になっておりました。現地調査及び三役では、今後、農地として耕作するのは難しいということで可決相当となっております。

事務局 整理番号 2 番 安和の 1 筆、地目畑、面積が 180 m²。整理番号 3 番 安和の 1 筆、地目畑、面積が 1,336 m²。2 番と 3 番が隣合った土地になっております。現地調査及び三役では、農地として利用することは難しいということで可決相当となっております。

整理番号 4 番 大南の 1 筆、地目田、面積が 122 m²。申請者による非農地の事由としまして、当該申請地は、昭和 46 年頃より家屋が存し名護市が平成 30 年度に道路整備事業に係る代替地として取得するまでの間、住宅として供されており 50 年ほど農地としての利用はない。農地としての利用は困難であるとのことでした。現地調査した 2 番委員、意見をお願いします。

委員 名護市が道路用地として取得した土地の残地であり、現況は更地でしたが周囲の市街化の状況を踏まえ判断する必要があると感じました。現地調査のみでは判断が困難であるため総会での審議に委ねたいと思います。調査員の意見は以上です。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。只今、委員の方から説明がありました、議案第 91 号について質問がありましたら、お願いします。

委員 整理番号 1 番について、申請者は亡くなっているのですか。

事務局 所有者は亡くなっております。ですが、非農地証明自体、所有者が亡くなっている場合でも相続の権利のある方の内の一人が申請するというのが可能なので、今回そういった形で申請されております。

議長 他に質問ございませんか。
2 番委員からあった整理番号 4 番の名護市の土地を非農地として認めるかどうかについて何か意見ありましたらお願いします。

委員 あくまでも代替地として所有しているのですか。

事務局 そうですね。補足になるのですが、こちらの申請地にはもともと住宅が建っ

ていたのですが、今回の整備事業による立ち退きで更地になっている状態です。また、隣家も一部道路として利用されたが、住宅として残し、利用された部分の代替地として申請地を渡す予定となっております。ただ、地目が畑でしたので非農地証明を申請されたとのことなんです。

委員 建物は建っていたが、地目が畑だったのですか。

事務局 そうですね。おそらく復帰前ですね。復帰前に建てられた建物が建っている状態であれば復帰前現況証明で処理できるのですが、既に住宅は取り壊されているので、今回申請があがってきた形になります。

委員 過去にも、この近辺で同じような案件があったと思いますが、意見交換などされたのでしょうか。

事務局 申請にあたって、用地課の担当者と話したところ、他にもいくつか同様の案件があるとのことでした。今後用地買収する際には情報共有・地目が農地である場合は地目変更の手続きをお願いしたいということや、現在既に名護市が所有している農地については、委員の意見等も共有し、今後、農業委員会で取り扱いをどうしていくか踏まえながら取り組んでいきたいと意見交換しております。

委員 非農地にするのは、急いでいるんですか。

事務局 急いでいるというよりは隣家の地主に代替地として渡す予定ですが、隣家の地主の方に具体的な土地利用の計画はないため、農地転用の申請を行うことができず、今申請できるのが、非農地ということです。

議長 他に質問はございますか。議案第 91 号、すべて可として宜しいでしょうか。

委員 異議なし。

(報告 農地法第 3 条許可の取消し願いについて)

事務局 報告事項、農地法第 3 条許可の取消し願いについて、番号 1 番 川上の 1 筆、地目田。面積が 551 m²。所有権移転が取消しになっており

まして、今回申請があった5条整理番号5番の関連になっております。
当初農地として取得する予定で許可を受けたのですが、名義変更を行っ
ておらず、当初許可の譲受人の相続人が貸資材置場での転用という形に
なっているのですが、相続人の方が農地として使わないので5条の申請
としてあがっております。報告以上になります。

(閉会)

議長

以上で本日の議案はすべて終了しました。

これをもちまして、第15回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第32条第3項の規定により署名する。

名護市農業委員会

議長(野原朝行)

野原朝行

署名委員(前川太輝)

伊波 寛

署名委員(伊波寛)

前川太輝